

フロン類回収業の登録について

使用済自動車のフロン類回収業を行う方は、次の書類を提出し、香川県知事の登録を受けて下さい。

現に登録を受けている方は、登録期限までに更新申請しなければなりません。

登録期限の1ヶ月前を目安に更新申請してください。

● 提出書類

	新規		更新		備考
	個人	法人	個人	法人	
1 申請書	○	○	○	○	指定様式に記載する。
2 誓約書	○	○	○	○	指定様式に記載する。
3 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	※	○	※	○	※未成年者でその法定代理人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書が必要。
4 住民票抄本 (本籍記載のもの)	○	○	○		役員全員分が必要。 (役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)
5 法務局の交付する登記されていないことの証明書 又は、本籍地の自治体が交付する身分証明書	○	○			
6 フロン類回収機の仕様書のコピー	○	○	○	○	全機種分が必要。
7 フロン類回収機の納品書、 販売証明書又は貸借契約書の コピー等	○	○	△	△	△: 書類が添付できない場合は、 本体及び銘板の写真の添付でも可。
8 申請手数料	5,000 円		4,000 円		香川県証紙を貼付する。

書類の補足説明

- 3、4及び5は、手続きの直前に交付を受けたものを提出してください。
- 4、5は、未成年者でその法定代理人が個人の場合はその個人のもの、法人の場合は役員全員分(役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問等を含む。)も必要となります。
- 4 住民票抄本(本籍記載のもの)
 - 住所地の市町村等役場で交付を受けてください。
 - ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票に限ります。
- 5 いずれかの証明書を提出してください。
 - ①法務局が交付する(成年被後継人、被保佐人として)登記されていないことの証明書
 - 香川県内での交付窓口は、高松法務局(高松市丸の内1番1号(高松法務合同庁舎内))のみとなっています。
 - オンラインによる交付制度もあるようですので、法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度Q&A」等を参考にしてください。
 - ②本籍地の自治体が交付する身分証明書
 - 本籍地の市町村等役場で交付を受けてください。
- 6 フロン類回収機の仕様書のコピー
 - 「メーカー」、「形式」、「回収できるフロン類」及び「回収能力」が記載されているもの。
- 7 納品書、販売証明書又は貸借契約書のコピー等
 - フロン回収機の使用権限を有することを証明する書類として、自ら所有する場合は、納品書や販売証明書等のコピーを、他者から貸借する場合は、貸借契約書や使用契約書等のコピーが必要です。

● 提出部数、提出方法

- 提出部数 1部
 - ※届出の控えが必要な方は、副本1部と返信用封筒(切手を貼付したもの)も合わせて提出いただければ、受付印を押して返送します。(受付日付は、県に書類が到着した日となります。)
- 提出方法 郵送による(なるべく書留郵便など配達記録が残るものを使用してください。)
- 郵送先 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県環境森林部循環型社会推進課自動車リサイクル法担当 宛

記入例

香川県証紙 貼付欄
新規登録5,000円、更新登録4,000円

様式第3 (第50条関係)

フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

※印の欄は県で記入
します。

※登録番号	20372*****
※登録年月日	令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

〒 *****
住所 香川県〇〇市・
氏名 〇〇株式会社
(法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名) 代表取締役 〇〇
電話番号: *****
電子メールアドレス: abcde@efg.mail.co.jp

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)	
氏名(ふりがな)	役職名
〇山△郎(ふりがな) . . .	代表取締役 取締役 監査役 .
法定代理人の氏名及び住所 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)	
(ふりがな) 氏名	〒 電話番号
住所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)	
名称	〒 電話番号
(ふりがな) 代表者の 氏名	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

氏 名(ふりがな)	役職名
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> フロン類回収業登録申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合に記入してください。 </div>	

事業所の名称及び所在地（複数ヶ所存在する場合は、別紙記載とする。）

名 称	〇〇株式会社 □□工場	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業所が本社のみの場合も必ず記入してください。 事業所が複数ある場合は、記入欄を増やしてください。 </div>
所在地	〒 電話番号	

回収しようとするフロン類の種類（↓該当する欄内に○印を記入）

CFC	○
HFC	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	1 台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業の登録に係る誓約書

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

住 所 香川県〇〇市・・・・
〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 〇〇
(法人にあっては
名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 三 第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
 - 四 フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
 - 五 第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が一から五までのいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうち一から五までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※：精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

香川県証紙 貼付欄
新規登録 5,000 円、更新登録 4,000 円

様式第 3 (第 50 条関係)

登 録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※ 登 録 番 号	
※ 登 録 年 月 日	

香川県知事 殿 年 月 日

〒
住 所
氏 名
(法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名)
電 話 番 号 : — —
電子メールアドレス :

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)	
氏 名(ふりがな)	役職名
法定代理人の氏名及び住所 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒 電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名 (未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)	
名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	〒 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

氏名(ふりがな)	役職名

事業所の名称及び所在地（複数ヶ所存在する場合は、別紙記載とする。）

名称		
所在地	〒	電話番号

回収しようとするフロン類の種類（↓該当する欄内に○印を記入）

CFC	
HFC	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業の登録に係る誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては
名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 三 第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者
 - 四 フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの
 - 五 第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が一から五までのいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうち一から五までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※ : 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

その他 更新申請での添付書類

添付書類— 1 フロン類回収機の仕様書のコピー（複数台所有等する場合は、全機種分が必要）

添付書類— 2 フロン類回収機の所有等を証明する書類（納品書、販売証明書、賃貸借契約書等のコピー）
ただし、5年前の登録時から機器が更新されている場合のみ。……（複数台所有等する場合は、全台数分が必要）

添付書類— 3 法人登記事項証明書（申請者が法人の場合）

添付書類— 4 申請者の住民票抄本（申請者が個人の場合：
必ず本籍を記載したもの）